

東京都北区インターンシップ実施要綱

17北総職第1548号

平成18年3月31日区長決裁

改正 令和3年11月11日副区長専決

改正 令和7年 9月26日区長決裁

（要綱の目的）

第1条 この要綱は、東京都北区（以下「区」という。）が行うインターンシップ制度に関する基本的事項について定める。

（定義）

第2条 この要綱で定義するインターンシップは、学生及び生徒（以下「学生等」という。）の就業意識を向上させ、及び行政の課題に主体的に取り組む能力、対人関係に必要な基礎的な能力等を育成する職場体験、実習等とし、総務部職員課が所管する。ただし、教育機関等が実施する資格取得のため又は専門的な技術を習得するための職場体験、実習等高校生以下の生徒又は児童を対象とする職場体験等については、この要綱の対象外とし、別に定めるものとする。

（インターンシップの目的）

第3条 区のインターンシップは、学生等に対して区における就業体験の機会を与えることにより、学生の就業意識の向上及び北区政に対する理解並びに北区のイメージの向上を図ることを目的とする。

（実習対象者）

第4条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校（大学院及び短期大学を含む。以下「教育機関」という。）の学生等とする。

（受入手続）

第5条 区は、インターンシップに関する情報を区のホームページにあらかじめ掲載するものとする。

2 インターンシップへの参加を希望する学生等は、区の電子申請サービスにより申し込むものとする。

3 総務部長は、前項の規定による申込みがあった場合は、区での受入体制、学生等の応募状況等を総合的に勘案し、受入の可否を決定し、学生等に通知するものとする。

4 前項の規定に基づく決定を行う際は、総務部長は、実習の受入先となる所属（以下「受入所属」という。）の所属部長に協議するものとする。

（実習内容）

第6条 受入所属の所属部長は、実習の内容、日程等を定めた実習プログラムを定めるものとする。

（報酬等）

第7条 区は、インターンシップの受入れを決定した学生等（以下「実習生」という。）から提供された役務に対する賃金、報酬、手当その他一切の金品を支給しない。実習に係る経費（交通費、食費等）は全て実習生の負担とする。

（実習期間）

第8条 実習期間は、受入所属の所属部長と協議した上で、総務部長が決定する。

（実習時間）

第9条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交代制勤務の場合、日曜日及び土曜日開館施設の場合その他特に必要と認められる場合においては、この限りではない。

（服務）

第10条 実習生は、教育機関の学生としての身分を保有する。

2 実習生は、実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

3 実習生は、実習期間中、北区職員が遵守すべき法令、条例、規則等を遵守するとともに、総務部長、受入所属の所属部長及び実習担当者の指導及び指示に従わなければならない。

4 実習生は、実習期間中、区の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる言動及び行為をしてはならない。

5 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

6 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に受入所属の所属部長の承認を得なければならない。

7 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。

（誓約）

第11条 実習生は、誓約書を、実習を受ける前に区に対して提出しなければならない。

（実習の中止）

第12条 実習生が第10条に規定する服務義務に従わない場合その他実習生が疾病のため実習継続が困難であると区が判断した場合及び実習を継続することにより業務に支障が生じたとき、又はそのおそれがある場合は、区は実習生の実習を中止することができる。

2 区は前項の措置を講じたときは、速やかに、その行為を明示して文書によって実習生に通知するものとする。

（災害補償等）

第13条 教育機関及び実習生は、実習中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

2 区は受入所属での安全確保に当たることとし、実習中における事故に関しては、教育機関及び実習生は自らの責任において対処しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により区に損害等を与えたときは、教育機関及び実習生は、区に対してその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が、第三者に与えた損害等に関しては、区は一切の責任を負わない。

5 実習生が、第三者に与えた損害等により、区が第三者に対し、損害賠償の責を負った場合は、教育機関及び実習生は当該賠償により区が被った賠償の補填をしなければならない。

（実習の証明）

第14条 区は、教育機関及び実習生が、実習内容等について証明を求めたときはこれを行うものとする。

（その他特別に定める事項）

第15条 この要綱に定めるもののほか、北区インターンシップに関して必要な事項は別途定める。

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

付 則 （令和３年１１月１１日副区長専決）

（施行期日）

１ この要綱は、令和４年１月１日から施行する。

（経過措置）

２ この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東京都北区インターンシップ実施要綱の規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 （令和７年９月２６日区長決裁）

（施行期日）

１ この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２ この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東京都北区インターンシップ実施要綱の規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。